

○死亡・心身障害に関する奨学金返還免除規則

昭和30年4月1日

達第224号

改正 昭和57年10月29日達第749号

昭和59年10月15日達第772号

平成2年3月30日達第835号

死亡・心身障害に関する奨学金返還免除規則

(審査の方法)

第1条 奨学生又は奨学生であつた者が、死亡し、又は心身障害の状態となつたため奨学金を返還することができなくなり、日本育英会奨学金返還免除規程第11条の規定によりその返還未済額の全部又は一部の返還免除を願い出たときは、次に掲げる提出書類を審査し、その返還免除の可否及び免除額を決定する。

- (1) 奨学金返還免除願
- (2) 戸籍抄本（死亡の場合に限る。）
- (3) 医師又は歯科医師の診断書及び奨学金を返還できなくなつた事情を証する書類（心身障害の場合に限る。）

(免除額決定の基準)

第2条 前条の規定により審査の上、本人が死亡し、又は心身障害の状態となつたと認められる者のうち、次の各号の一に該当するものについては、奨学金の返還未済額の全額（日本育英会業務方法書第28条第2号に該当する者については、奨学金の返還未済額の4分の3以内の額）を免除する。

- (1) 学校に在学しているとき
- (2) 引き続き3年以上療養しているとき
- (3) 生活保護法により保護を受けているとき
- (4) 公務上災害を受けたとき
- (5) 災害により資産を失い、及び身体に障害を受けたとき
- (6) 公共の福祉のため生命の危険を冒したとき
- (7) その他真にやむを得ない事由があるとき

2 前項の規定に該当しない者については、本人、相続人又は連帯保証人の返還能力に応じて返還免除額を決定する。

(延滞額の取扱)

第3条 返還免除を願い出た返還未済額のうち、死亡又は心身障害により返還することができなくなつた事由が発生したときまでに返還を延滞した額は、これを免除しない。ただし、真にやむを得ない事由があると認めるときは、これを免除することができる。

2 延滞額は、本人と奨学金貸与契約を締結したときの最長返還期間による年賦額を基準として計算する。

(実施細目)

第4条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年10月29日達第749号)

この改正規則は、昭和57年10月29日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。

附 則 (昭和59年10月15日達第772号)

この改正規則は、昭和59年10月15日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年3月30日達第835号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。